

# 宮崎県内における保険者間の特定健診等データの移動に関するルールについて

平成29年12月21日

宮崎県保険者協議会

宮崎県内における保険者間の特定健診及び特定保健指導に関する記録の写し（以下「特定健診等データ」という。）の移動については、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）及び特定健康診査及び特定保健指導の記録の写しの保険者間の情報照会及び提供について（平成29年6月6日付け厚生労働省通知。以下「通知」という。）で定めるほか、このルールの規定により対応するものとする。

## 1. 基本的事項

### （1）移動の媒体

- ・ 移動の媒体は、紙媒体を原則とする。ただし、光ディスク等メディアを使った移動も可能とする。
- ・ データのフォーマットがない場合は、特定健康診査受診結果報告書（別紙1）を使用するものとする。
- ・ 光ディスク等メディアを使った移動については、保険者間のデータ移動に関する媒体一覧（別紙2）を参考に、関係する保険者間で協議するものとする。

### （2）移動するデータ

- ・ 移動するデータの対象者は、宮崎県保険者協議会の構成団体である加入保険者（別紙3）の加入者とする。
- ・ 移動するデータは、加入者が加入していた保険者（以下「旧保険者」という。）が提供できる範囲又は過去5年分の特定健康診査のデータを原則とする。
- ・ 特定保健指導のデータの移動については、必要に応じて、関係する保険者間で協議するものとする。

### （3）加入者本人への説明及び同意書の取得

- ・ 原則として、保険者（以下「現保険者」という。）が、新規加入手続き時等に加入者本人へパンフレット（別紙4）等を用いて説明を行い、同意書（様式第1号）を取得する。ただし、同意書を郵送で送付する際は、（様式第2号）を添付する。
- ・ 現保険者が旧保険者にデータの移動の依頼を行う場合は、健診結果提供依頼文書

(様式第3号)に、同意書の写しを添付する。

- ・ 旧保険者が現保険者にデータの提供を行う場合は、健診結果送付文書(様式第4号)にて送付する。

#### (4) 加入者本人への説明用パンフレット

- ・ データ移動に関する趣旨や加入者本人のメリットをわかりやすく伝えるため、共通のパンフレット(別紙4)を使って説明する。

#### (5) 移動に関する費用負担

- ・ 移動するデータの作成に係る費用は、旧保険者が負担するものとする。
- ・ データ移動の送付に関する費用及びデータ登録に係る費用は、現保険者が負担するものとする。

#### (6) 個人情報の取扱い

- ・ データ移動を行う際、紙で送付する場合にあっては、簡易書留又は特定記録等郵便を、光ディスク等メディアを使う場合にあっては、パスワードを設定するなど、個人情報の遺漏がないよう十分に配慮するものとする。

## 2. 移動の方法

### (1) 加入者本人が健診結果表等を保管している場合

- ➡窓口でパンフレットを用いて説明し、後日郵送で健診結果のコピーの送付を依頼する。  
(返信用封筒が必要)

### (2) 加入者本人が健診結果表等を保管していない場合【保険者間のデータ移動】

**転職・退職や転居等による異動発生！**

旧保険者	本人	現保険者
<p><u>④依頼文書（様式第3号）の受理</u>                      現保険者より依頼文書を受理したら、健診結果（コピー）に（様式第4号）を添付し、現保険者へ送付。</p>	<p>※窓口にて同意書を取得した場合は③へ</p> <p><u>②同意書の送付</u>                      同意する場合は、同意書（様式第1号）を返信用封筒にて現保険者へ送付。</p>	<p>※特定健診の受診の有無について確認</p> <p><u>①加入者本人に説明</u>                      （新規加入手続き時等）</p> <p>【窓口の場合】                      パンフレットを用いて説明し、同意書（様式第1号）、返信用封筒を渡す。</p> <p>【郵送の場合】                      パンフレット、同意書（様式第1号）、かがみ文（様式第2号）、返信用封筒を送付。</p> <p><u>③同意書の受理</u>                      同意書（様式第1号）が届いたら旧保険者へ連絡し、依頼文書（様式第3号）と同意書の写しを旧保険者へ送付</p> <p>※同意書（様式第1号）は現保険者にて保管</p> <p>※必要があれば返信用封筒の準備</p> <p><u>⑤送料の支払い</u>                      返信用封筒を利用する場合は不要。着払い伝票等での送付の場合は送料を支払う。受理後のデータ登録等の費用は現保険者で負担</p> <p>※返信用封筒の場合は④までで完了</p>